

事 務 連 絡
令和元年10月15日

附属特別支援学校、附属小学校又は
附属中学校を置く各国立大学法人学長
国立大学法人附属特別支援学校長 殿
国立大学法人附属小学校長
国立大学法人附属中学校長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和元年台風第19号により被災した幼児児童生徒への
就学奨励に係る事務の取扱いについて（周知）

この度、参考資料のとおり、「令和元年台風第19号における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和元年10月14日付け元文科初第896号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長，総合教育政策局長，初等中等教育局長，高等教育局私学部長通知）を発出したところです。

当該通知において、就学奨励についても御対応をお願いしているところですが、その事務の取扱いに当たり、下記の事項について十分御留意いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 被災により、保護者等の収入額に著しい減少が生じた場合など、障害のある児童等の就学奨励のため、改めて支弁区分の決定を行うことが適当であると認められる事由がある場合においては、改めて収入額等の算定及び需要額の測定を行うことができること。
- (2) 被災により学用品等を消失し、学用品等を再度購入することが必要な場合の経費は負担金等の対象とすること。

※(1)(2)については、「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」参照のこと。

<本件連絡先>

初等中等教育局特別支援教育課庶務係
電話 03-6734-2430

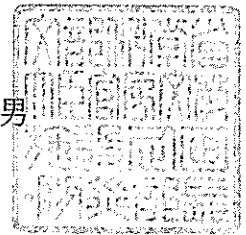
元文科初第 896 号
令和元年 10 月 14 日



各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

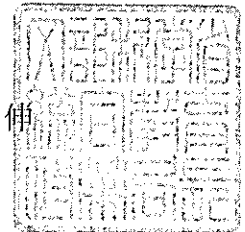
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
山崎 雅 男



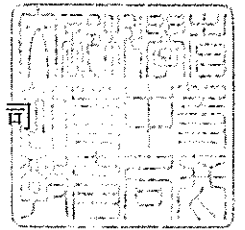
(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長
浅田 和 伸



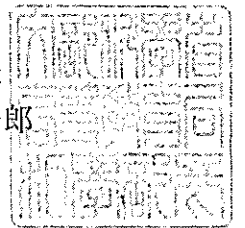
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司



(印影印刷)

文部科学省高等教育局私学部長
白間 竜一郎



(印影印刷)

令和元年台風第 19 号における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について (通知)

各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、令和元年台風第 19 号に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所管

の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事、附属学校を置く各国公立大学法人の長及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属学校に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

2. 教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和元年度使用教科書は無償給与できるとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会においては、喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について国庫負担がなされるので、知事部局及び教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、速やかに対応すること。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いについて

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の台風により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、②私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。

被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

また、公立小学校及び中学校等においても、学校教育法施行規則により、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合には、土曜日等の休業日に授業を行うことが認められており、被災地域等において補充のための授業等を行うために土曜日等の休業日を活用することも考えられること。

その際、勤務時間の割振り変更や週休日の振替等を行った上で、補習等のための指導員等派遣事業や教員加配の活用等も含め、教員の業務負担軽減に御配慮いただくこと。

7. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

なお、被害を受けた地域等の小学校及び中学校等においては、「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月29日付け30文科初第1797号）においても示したとおり、災害等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

また、被害を受けた地域等の高等学校等においても、授業時数の取扱いについて、小学校及び中学校等と同様に御配慮いただくこと。

8. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、スクールカウンセラーの派遣を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

9. 学校給食について

学校給食は被災した児童生徒等が日常の学校生活を取り戻すためにも大切であり、学校給食調理場が被災している場合には、近隣の学校給食調理場からの配食や簡易給食等も含め、地域の実情に応じて広域的な観点からバックアップ方策を検討いただきたいこと。

また、被災した児童生徒等を受け入れている場合及び自校以外の被災した学校に学校給食を提供する場合においては、食物アレルギー等を有する児童生徒等について十分留意の上対応すること。

さらに、被災した児童生徒等の学校給食費について、必要に応じ、猶予措置等の特段の配慮をいただきたいこと。

10. 学校を再開する際の留意点について

学校の再開に当たっては、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性を確認するとともに、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、児童生徒等の安全に万全を期すこと。

従来为学校施設等ではなく周辺の公共施設等を間借りして授業を再開する場合は、学校再開に当たっての学校施設等の安全性の確保と同様、必要な安全性の確保に努めること。

また、道路の損壊等の危険個所を把握し、必要に応じて通学路の変更を検討すること。視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。

さらに、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）及び学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほか、臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。その際、特に浸水等の被害のあった地域においては、感染症の発生のおそれがあることから、「学校環境衛生管理マニュアル」（平成30年度改訂版）も参考にして、必要に応じて消毒等の措置を適切に行うこと。

加えて、学校給食を再開するに当たっては、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意するとともに、調理従事者の健康管理にも留意すること。特に、被害のあった施設、炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した施設においては、十分留意すること。

なお、学校教育活動の再開は、地域が日常を取り戻し、災害からの復旧復興への第一歩となることから、その早期再開を目指すため、避難所が開設されている学校では避難所エリアと教育活動エリアを区分するとともにその動線について確認することや、災害廃棄物等が教育活動再開への支障とならないよう調整することなど、学校再開に向けて適切な教育環境が確保できるよう関係部局と調整すること。

11. 学校における避難所運営の協力に関する留意事項について

域内の公立学校が避難所となっている教育委員会におかれては、避難所運営等について防災担当部局等と調整を行うとともに、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）を参照し、所管の学校又は域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対して、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

12. 高校生の就職支援について

被災した生徒の就職採用選考が近日中に予定されている学校においては、被災した生徒の個別の事情を十分に勘案し、企業等に連絡をとり、選考の日程等について調整するなど生徒に不利益が生じないような対応を行うこと。その際、企業等の対応で不都合が生じた場合には、ハローワーク等に相談するなど必要な対応を行うこと。

《関連 URL 等》

- 平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1797 号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415315.htm



- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成について

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm



○学校環境衛生基準

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm



○学校給食衛生管理基準の施行について（平成 21 年 4 月 1 日付け 21 文科ス第 6010 号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm



○学校環境衛生管理マニュアル 「学校環境衛生基準」の理論と実践 [平成 30 年度改訂版]

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm



○「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」
（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/30/1407232_22.pdf （※PDF2 頁目以降）



【本件連絡先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災推進係

（電話）03-6734-2235 （FAX）03-6734-3689

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課企画係

（電話）03-6734-2589 （FAX）03-6734-3731